

京都市土木事務所長委任規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年3月31日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第113号

京都市土木事務所長委任規則の一部を改正する規則

京都市土木事務所長委任規則の一部を次のように改正する。

第1条第1号中「及び第3号」を「から第4号まで」に改め、「の規定」を削り、同条第2号中「の規定」を削り、同条第16号中「の規定」を削り、「よる」の右に「使用料の」を加え、同号を同条第17号とし、同条第15号中「以下」を「次号において」に改め、「の規定」を削り、同号を同条第16号とし、同条第14号を同条第15号とし、同条第13号中「の規定」を削り、「第9号」を「第10号」に改め、同号を同条第14号とし、同条第12号中「の規定」を削り、同号を同条第13号とし、同条第4号から同条第11号までを1号ずつ繰り下げ、同条第3号中「第32条の規定」を「第32条（法第91条第2項において準用する場合を含む。）」に、「第35条の規定」を「第35条（法第91条第2項において準用する場合を含む。）」に改め、同号の次に次の1号を加える。

- (4) 法第91条第1項による許可で、前号アからキまでに掲げるものに係るものに関する事。ただし、2以上の土木事務所の所轄区域に関係のあるもの（市長が定めるものに限る。）を除く。

第1条に次の5号を加える。

- (18) 京都市里道管理条例（以下「条例」という。）第9条による工事原因者に対する工事施行命令等に関する事。
- (19) 条例第10条による市長以外の者が施行する工事等の承認に関する事。ただし、里道の区域の変更を伴うものを除く。

- (20) 条例第12条による占用の許可及びこれに伴う条例第19条による占用料の減免（同条第8号に係るものを除く。）に関する事。ただし、2以上の土木事務所
の所轄区域に関係のあるもの（市長が定めるものに限る。）及び占用の期間が満了
した場合においてこれを更新しようとするときに係るものを除く。
- (21) 条例第13条による通行の禁止及び制限に関する事。
- (22) 条例第24条第4項による指示に関する事。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)